

令和2年7月3日

市内就労継続支援事業所 御中

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

## 生産活動活性化支援事業に係る所要額調査について（依頼）

平素、本市障害保健福祉行政の推進に御尽力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている就労継続支援事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用について支援し、生産活動の活性化を図るため、厚生労働省より国庫補助に係る所要額調査の依頼がありました。

つきましては、各対象施設におかれましては、別添様式により所要額等の御報告をいただきますようお願いいたします。

なお、本調査に係る回答の提出により、補助金の申請を受け付けるものではありません。また、本市事業予算は7月市会において審議中であるとともに、本市事業実施に当たり、別途、本市交付要綱の策定を予定しているため、国要綱対象範囲（基準額等）と同一になるとは限りませんので予め御了承ください。

## 記

### 1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている就労継続支援事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用について支援し、生産活動の活性化を図ることを目的としています。

### 2 本事業の対象事業所（※）

- (1) 就労継続支援 A 型事業所及び就労継続支援 B 型事業所
- (2) 別紙「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱」に定める 3（1）①に定める「対象となる事業所」の要件に該当する事業所

※ 対象事業所となるには、生産活動収入の減収割合の要件に該当することが必須となるため、当該実施要綱を十分御確認ください。

### 3 補助対象とする経費

助成の対象となる費用は、以下に例示する費用など、生産活動の実施に必要な経費であってその存続、再起に向けて、就労支援事業会計から支出すべき費用とします。

- (1) 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
- (2) 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用
- (3) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用
- (4) 新たな生産活動への転換等に要する費用

- (5) 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用
- (6) その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用

#### 4 補助率, 補助上限額

##### (1) 補助率

10分の10 (ただし, 予算の範囲内)

##### (2) 補助上限額

1事業所当たりの上限額が50万円

ただし, 複数の事業所を運営する法人においては, 1法人あたりの上限を200万円とする。

#### 5 提出書類及び提出期限

別紙「生産活動活性化支援事業 所要額調査票」を作成し, 令和2年7月14日(火)までに電子メールで御提出ください。

※ 書類の作成に当たっては, 別添の厚生労働省通知「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業(第二次補正予算)の実施について」を御参照ください。

※ 所要額調査の段階では, 生産活動収入の状況を確認できる書類の添付は不要ですが, 申請時には財務諸表等も併せて提出いただく必要があります。

【提出先メールアドレス：[syogai@city.kyoto.lg.jp](mailto:syogai@city.kyoto.lg.jp)】

#### 6 留意事項

本調査は, 国への予算要求のための基礎資料とさせていただくものであり, 補助金の申請を受け付けるものではありません(交付申請については別途案内予定)。

#### 【提出先・お問い合わせ先】

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 YJKビル3階

京都市保健福祉局害保健福祉推進室 施設福祉担当 竹内, 榊田

メール：[syogai@city.kyoto.lg.jp](mailto:syogai@city.kyoto.lg.jp)

電話：222-4161